

大阪府立豊中支援学校 部活動に係る活動方針

令和8年5月

1. 部活動の目的

- (1) 体力の向上と健康の増進
- (2) 部活動に参加することで互いに協力したり、自己の役割を果たしたりし、将来の自立と社会参加に向けて自主性、責任感、自己肯定感を高める。
- (3) 異年齢との交流を通じて、多様な人間関係を構築し、集団の中でお互いを認め合い、成長し合える機会を設ける。
- (4) 生涯にわたって自分からスポーツを楽しむ態度を育てる。

2. 運営について

- (1) 活動計画を作成し、計画的な活動を行う。
- (2) 部員の募集は、高等部完全自力通学生徒を対象に、募集案内を配付して周知する。
- (3) 部活動顧問は、安全に配慮した指導を行う。
- (4) 部活動終了後、生徒は集合し諸注意のうえ下校する。

3. 活動時間の設定及び休養日について

- (1) 活動について
平日の活動日は毎月1～2回程度、授業終了後から15時50分までとする。大会出場をめざして活動する場合は土曜日の午前中や平日の朝に活動を行う。
- (2) 活動時間は、平日は1時間程度、朝の活動は8時～9時までの1時間、土曜日の活動は4時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的な活動を行う。学校休業日に大会や練習試合等で4時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のない活動をする。

4. 指導について

- (1) 生徒たちが楽しんで活動できるよう内容を工夫し、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。
- (2) 部活動を通して、仲間と協力し、友だちの大切さを知るとともに、心身の健康の保持と体力向上を図る。
- (3) 体罰はいかなる理由があっても、決して許されるものではない。また、威圧的な言動などによる指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導に当たることとする。

5. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備等の点検を練習前に実施する。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを設定する。
- (3) 大会については事前に文書で保護者に連絡し、会場または集合場所、解散場所などについて周知する。